

Ⅱ. 被保険者・受給者の範囲と保険料を負担する者の範囲とを一致させる案〈今回の部会で新たにお示しするもの〉

(1) — ① 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースⅠ】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,600円 (▲200円) | 4,100円 (▲300円) | 4,700円 (▲200円) |
| | 第2号被保険者 (35歳以上64歳以下) | | 3,600円 (▲200円) | 4,100円 (▲300円) | 4,700円 (▲200円) |
| 【ケースⅠ】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.8兆円 (+0.3兆円) | 8.0兆円 (+0.5兆円) | 9.4兆円 (+0.65兆円) |

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(1) — ② 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,800円 (0円) | 4,400円 (0円) | 5,000円 (+100円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,800円 (0円) | 4,400円 (0円) | 5,000円 (+100円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (35歳以上39歳以下) | | 1,900円 | 2,200円 | 2,500円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.8兆円 (+0.3兆円) | 8兆円 (+0.5兆円) | 9.4兆円 (+0.65兆円) |

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(1) — ③ 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,500円 (▲300円) | 4,000円 (▲400円) | 4,600円 (▲400円) |
| | 第2号被保険者 (35歳以上64歳以下) | | 3,500円 (▲300円) | 4,000円 (▲400円) | 4,600円 (▲400円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.6兆円 (+0.1兆円) | 7.8兆円 (+0.25兆円) | 9.1兆円 (+0.35兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(1) — ④ 保険料負担年齢：A5（35歳以上）〈被保険者・受給者＝35歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,700円 (▲100円) | 4,200円 (▲100円) | 4,900円 (▲100円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,700円 (▲100円) | 4,200円 (▲100円) | 4,900円 (▲100円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (35歳以上39歳以下) | | 1,800円 | 2,100円 | 2,400円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.6兆円 (+0.1兆円) | 7.8兆円 (+0.25兆円) | 9.1兆円 (+0.35兆円) |

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ① 保険料負担年齢：A6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,200円 (▲600円) | 3,700円 (▲600円) | 4,300円 (▲600円) |
| | 第2号被保険者 (30歳以上64歳以下) | | 3,200円 (▲600円) | 3,700円 (▲600円) | 4,300円 (▲600円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.9兆円 (+0.35兆円) | 8.1兆円 (+0.55兆円) | 9.4兆円 (+0.7兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ② 保険料負担年齢：A6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,600円 (▲200円) | 4,200円 (▲200円) | 4,800円 (▲100円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,600円 (▲200円) | 4,200円 (▲200円) | 4,800円 (▲100円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (30歳以上39歳以下) | | 1,800円 | 2,100円 | 2,400円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.9兆円 (+0.35兆円) | 8.1兆円 (+0.55兆円) | 9.4兆円 (+0.7兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ③ 保険料負担年齢：A 6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B 1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C 2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,100円 (▲700円) | 3,600円 (▲800円) | 4,200円 (▲800円) |
| | 第2号被保険者 (30歳以上64歳以下) | | 3,100円 (▲700円) | 3,600円 (▲800円) | 4,200円 (▲800円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.6兆円 (+0.1兆円) | 7.8兆円 (+0.25兆円) | 9.1兆円 (+0.35兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(2) — ④ 保険料負担年齢：A6（30歳以上）〈被保険者・受給者＝30歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,500円 (▲300円) | 4,000円 (▲300円) | 4,600円 (▲300円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,500円 (▲300円) | 4,000円 (▲300円) | 4,600円 (▲300円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (30歳以上39歳以下) | | 1,700円 | 2,000円 | 2,300円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.6兆円 (+0.1兆円) | 7.8兆円 (+0.25兆円) | 9.1兆円 (+0.35兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(3) — ① 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,000円 (▲900円) | 3,500円 (▲900円) | 4,100円 (▲900円) |
| | 第2号被保険者 (25歳以上64歳以下) | | 3,000円 (▲900円) | 3,500円 (▲900円) | 4,100円 (▲900円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.9兆円 (+0.35兆円) | 8.2兆円 (+0.65兆円) | 9.5兆円 (+0.8兆円) |

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(3) — ② 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,500円 (▲400円) | 4,000円 (▲300円) | 4,600円 (▲300円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,500円 (▲400円) | 4,000円 (▲300円) | 4,600円 (▲300円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (25歳以上39歳以下) | | 1,700円 | 2,000円 | 2,300円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.9兆円 (+0.35兆円) | 8.2兆円 (+0.65兆円) | 9.5兆円 (+0.8兆円) |

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担）。

(3) — ③ 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 2,900円 (▲1,000円) | 3,300円 (▲1,000円) | 3,900円 (▲1,000円) |
| | 第2号被保険者 (25歳以上64歳以下) | | 2,900円 (▲1,000円) | 3,300円 (▲1,000円) | 3,900円 (▲1,000円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.7兆円 (+0.15兆円) | 7.8兆円 (+0.3兆円) | 9.1兆円 (+0.4兆円) |

(注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(3) — ④ 保険料負担年齢：A7（25歳以上）〈被保険者・受給者＝25歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,400円 (▲500円) | 3,900円 (▲500円) | 4,400円 (▲500円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,400円 (▲500円) | 3,900円 (▲500円) | 4,400円 (▲500円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (25歳以上39歳以下) | | 1,700円 | 1,900円 | 2,200円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.7兆円 (+0.15兆円) | 7.8兆円 (+0.3兆円) | 9.1兆円 (+0.4兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ① 保険料負担年齢：A 8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B 1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C 1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 2,800円 (▲1,100円) | 3,300円 (▲1,100円) | 3,900円 (▲1,100円) |
| | 第2号被保険者 (20歳以上64歳以下) | | 2,800円 (▲1,100円) | 3,300円 (▲1,100円) | 3,900円 (▲1,100円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.9兆円 (+0.4兆円) | 8.2兆円 (+0.7兆円) | 9.6兆円 (+0.9兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ② 保険料負担年齢：A8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,300円 (▲500円) | 3,900円 (▲500円) | 4,500円 (▲400円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,300円 (▲500円) | 3,900円 (▲500円) | 4,500円 (▲400円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (20歳以上39歳以下) | | 1,700円 | 1,900円 | 2,300円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.9兆円 (+0.4兆円) | 8.2兆円 (+0.7兆円) | 9.6兆円 (+0.9兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ③ 保険料負担年齢：A 8 (20歳以上) (被保険者・受給者=20歳以上)

保険料負担割合：B 1 (40歳未満同額)、給付サービスの範囲：C 2 (在宅のみ)

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 2,700円 (▲1,200円) | 3,100円 (▲1,200円) | 3,700円 (▲1,300円) |
| | 第2号被保険者 (20歳以上64歳以下) | | 2,700円 (▲1,200円) | 3,100円 (▲1,200円) | 3,700円 (▲1,300円) |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.7兆円 (+0.15兆円) | 7.9兆円 (+0.35兆円) | 9.2兆円 (+0.45兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)

(4) — ④ 保険料負担年齢：A8（20歳以上）〈被保険者・受給者＝20歳以上〉

保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

| | | 平成15～17年度 (第2期) | 平成18～20年度 (第3期) | 平成21～23年度 (第4期) | 平成24～26年度 (第5期) |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |
| 被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】) | | | 3,900円 | 4,400円 | 4,900円 |
| 範囲を拡大した場合 | 第1号被保険者 (65歳以上) | | 3,200円 (▲600円) | 3,700円 (▲600円) | 4,300円 (▲600円) |
| | 第2号被保険者 (40歳以上64歳以下) | | 3,200円 (▲600円) | 3,700円 (▲600円) | 4,300円 (▲600円) |
| | 第3号被保険者(仮称) (20歳以上39歳以下) | | 1,600円 | 1,900円 | 2,200円 |
| 【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分) | | | 6.7兆円 (+0.15兆円) | 7.9兆円 (+0.35兆円) | 9.2兆円 (+0.45兆円) |

(注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と()内の数値は一致しないことがあり得る。

2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。

3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担)。